

**「（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業環境影響評価方法書」に関する
熊本県環境影響評価審査会意見**

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔大気環境〕

〈騒音・振動〉

- (1) 建設機械の稼働に係る騒音の調査地点として、S-4 と S-6 の 2 地点を選定し、九州自動車道の影響及び町道からの距離減衰を把握することとしているが、工事実施中の騒音については周辺住宅への影響を評価することが重要である。当該影響評価のため、事業区域と井寺集落との境界付近や、事業区域とその西側集落との境界付近に調査地点を追加する必要があるか検討すること。また、調査地点を追加する必要があると判断した場合は、具体的な根拠とともにその理由を記載すること。

- (2) 建設機械の稼働に係る振動の調査地点として、S-2 と S-5 の 2 地点を選定しているが、工事実施中の振動については周辺住宅への影響を評価することが重要である。当該影響評価のため、事業区域と井寺集落との境界付近や、事業区域とその西側集落との境界付近に調査地点を追加する必要があるか検討すること。また、調査地点を追加する必要があると判断した場合は、具体的な根拠とともにその理由を記載すること。

〔水環境〕

〈水質〉

- (1) p3-13 の記述によると矢形川及び木山川には環境基準の類型指定はなされていない。両河川における水質について環境影響を評価するに当たり、何を基準として評価を行うのか明確にすること。

- (2) 表 5-2-3 中「調査地域」欄において、土質の状況について「事業実施区域内」で調査することとしているが、図 5-2-2 では、事業実施区域外の 3 点を調査地点に設定している。
表 5-2-4 中「予測の基本的な手法」欄において記載されているように、「造成工事中の降雨時に裸地から発生する濁水」の影響について予測、評価を行うには、「事業実施区域内」の土質の状況を把握することが必要であること

から、その点を踏まえ調査地点を設定しなおすこと。また、設定した調査地点について、表 5-2-3 と図 5-2-2 との間で整合性のとれた記述にすること。

- (3) 一般的に「雨水の排水」による影響を評価するうえでは、ファーストフラッシュ時の河川水質への影響評価が重要であり、その評価には、降雨時初期の水質に関して連続測定を行った結果が必要になると思われる。

雨水排水については、調整池に一時的に貯留してから排水することとしているが、降雨量と調整池の容量や地下浸透量との関係等からファーストフラッシュが河川水質に影響を及ぼすことがないかどうか十分に検討し、その結果を示すこと。検討の結果、ファーストフラッシュが河川に流入する可能性がある場合は、工事着手前及び着手後の降雨時初期に連続測定を行い、影響の有無を明らかにすること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 陸産貝類の調査時期について、「春季、夏季、秋季」に行うこととしているが、夏季であれば梅雨時期、秋季であれば秋雨の時期などに調査時期を設定すること。また、生息区域も限られるため、適切な調査方法を設定すること。

〈植物〉

- (1) 江津湖において以前は優占種であったヒラモは、現在絶滅の危機にある種の一つであるが、事業実施区域周辺においては生育している可能性がある。表 3-1-15 のリストには挙げられていないが、水生植物の調査の際には注視して調査を行うこと。

〈生態系〉

- (1) 生態系への影響評価に当たっては、「動物・植物の現地調査で得られたデータを元に「注目種」を選定し、種間関係や生息・生育環境の現況を取りまとめる」こととしているが、選定された種については新たに重点調査を行う必要がないか検討すること。なお、検討の結果、新たな重点調査の必要がないと判断した場合には具体的な根拠とともに検討結果を示すこと。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観・人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 対象地域内にはかなりの高低差があることから、区画整理に伴う擁壁が建設される。これは、地域の景観を特徴づけるものであり、また、日常生活に

おける印象にも大きな影響を与えることから、歩行者の視点に対する影響の予測及び評価を行うこと。その際、擁壁の素材やサイズ、擁壁と歩車道との関わりなどについても想定しながら評価すること。

[廃棄物等]

〈廃棄物〉

- (1) 事業計画地には樹木が生育しており、すべてを移設して再利用するのは難しいことを考慮すると、少なからず建設副産物が発生する。表 4-1-4 では「工事時の建設廃棄物は、樹木程度であり少ないこと」及び「許可業者に委託して適性に処理すること」から環境への影響は少ないものとし、「廃棄物」は評価項目から除外しているが、適正な処理は当然のことであるし、廃棄物の量についても具体的な記述がないため、除外理由としては不十分である。
- については、事業に伴い発生する廃棄物についても評価項目に加えること。